

行政処分の公表

当社営業所は近畿運輸局より、以下の行政処分を受けました。
処分を厳粛に受け止め、全社一丸となって再発防止に努めてまいります。

○2024年7月11日 堺営業所

(1) 処分の内容

自動車その他の輸送施設の使用停止処分（10日車）

(2) 当該処分に基づき講ずる措置

運行管理者の業務に関する適確な実行及び運行管理規定の遵守に関して指導監督を徹底し、誠実に職務を全うするように努めます。

○2024年1月11日 東山営業所

(1) 処分の内容

自動車その他の輸送施設の使用停止処分（20日車）

(2) 当該処分に基づき講ずる措置

乗務員の乗務時間等に関する適切な管理を徹底し、誠実に職務を全うするよう運行管理者に対する適切な指導監督に努めます。

○2021年6月9日 光明池営業所

(1) 処分の内容

自動車その他の輸送施設の使用停止処分（20日車）

(2) 当該処分に基づき講ずる措置

事業計画及び運行計画に定める業務を確保するため誠実に職務を全うするよう従業員に対する適切な指導監督に努めます。

○2020年10月19日 泉北営業所

(1) 処分の内容

文書警告

(2) 当該処分に基づき講ずる措置

乗務員の拘束時間等に関する適切な管理を徹底し、誠実に職務を全うするよう運行管理者に対する適切な指導監督に努めます。